

魚沼地区障害福祉組合行政不服審査会条例

平成28年3月23日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項に規定する機関として魚沼地区障害福祉組合行政不服審査会(以下「審査会」という。)を設置するとともに、同条第4項の規定により審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員3人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 管理者は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合は、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、管理者が招集する。

(魚沼地区障害福祉組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 魚沼地区障害福祉組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成26年魚沼地区障害福祉組合条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(4) 行政不服審査会委員

別表に次のように加える。

行政不服審査会委員	日額 2,000 円	魚沼市長職相当 旅費額	2,000 円
-----------	------------	----------------	---------